

1 総則

項目	国基準	基準の別	本市基準案
(1) 一般原則	①利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ②地域社会との交流、連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ③自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ④定期的に外部による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ⑤それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型事業を除く） ⑥事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	参酌	
(2) 連携施設	連携施設の適切な確保（居宅訪問型保育事業を除く） ※経過措置あり（5年間） ①合同保育 ②後方支援 ③代替保育 ④卒園後の受け皿確保	従う	
(3) 非常災害	①非常災害に必要な設備（消火用具、非常口等）を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てる。 ②避難訓練、消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。	参酌	
(4) 一般的要件、知識及び技能の向上等	①職員は、健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 ②職員は、常に自己研鑽に励み、それぞれの事業の目的を達成するために必要な知識・技能の修得、維持、向上に努めなければならない。 ③職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参酌	国基準に従う
(5) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの基準	他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を兼ねることができる。 ※保育室、各事業所特有の設備は除く。 ※利用乳幼児の保育に直接従事する職員は除く。（当項目のみ「従うべき基準」）	参酌・一部従う	
(6) 利用乳幼児に関する規定	①国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 ②職員は、利用乳幼児に対し、児童虐待行為等、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ③懲戒に関し、利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従う	
(7) 衛生管理等	①設備、食器等、飲用水は、衛生的管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②感染症や食中毒が発生・まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ③必要な医薬品等の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 ④居宅訪問型保育事業者は、保育従事職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ⑤居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	参酌	

1 総則

項目	国基準	基準の別	本市基準案
(8) 食事	①自園調理により食事を提供すること。 ②受託者との必要な契約内容を確保したうえで、①の規定に関わらず、搬入施設（下記ア～ウ）において調理後搬入する方法により行うことができる。この場合においても、なお当該事業所等には調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ア 連携施設 イ 当該事業者等と同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業、社会福祉施設、医療機関等 ウ 小学校等又は学校給食法に規定する共同調理場 等	従う	
(9) 健康診断	①利用乳幼児：対象 ア 利用開始時の健康診断 イ 定期健康診断（年2回以上）及び臨時健康診断 ②職員：対象 綿密な注意を払わなければならない。（特に調理員） 等	参酌	
(10) 内部の規定・備える帳簿	①次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 提供する保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容 エ 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 キ 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 ②事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	参酌	国基準に従う
(11) 秘密保持・苦情対応	①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 ③行った保育に関する利用乳幼児やその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ④行った保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ※③、④は「参酌すべき基準」	従う 一部参酌	

2 家庭的保育事業

項目	国基準	基準の別	本市基準案
(1)設備・面積	次の設備等を設けること。 ①乳幼児等専用室 乳幼児1人につき3.3㎡以上(部屋自体は9.9㎡以上必要) ②屋外遊戯場 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上(代替場所でも可) ③調理設備(当該項目のみ「従うべき基準」) ④その他 便所・採光・照明及び換気設備	参酌・一部従う	国基準に従う
(2)耐火基準等	規定なし		(3)本市における現行制度の規定に合わせ、家庭的保育者には保育士資格を求める。
(3)保育従事者(資格)	①家庭的保育者 ：市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は <u>保育士と同等以上の知識及び経験を有する者(=保育士資格問わず)</u> ②家庭的保育補助者 ：市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者	従う	国基準に上乘せ(国基準案の <u>下線部</u> を削除) ①家庭的保育者 ：市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 ②家庭的保育補助者 ：市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者
(4)職員数	①家庭的保育者ひとりで保育する場合 ⇒ <u>3:1(乳幼児:保育従事者)</u> ②家庭的保育者+家庭的保育補助者で保育する場合 ⇒ 5:2(乳幼児:保育従事者)	従う	国基準に上乘せ(国基準案の <u>下線部</u> を削除) ○家庭的保育者と家庭的保育補助者で保育する場合 ⇒ 5:2(乳幼児:保育従事職員)
(5)調理員、嘱託医	①調理員 必置 ※全部委託、調理後搬入の場合は、調理員を置かなくてよい ②嘱託医 必置	従う	(4)本市における現行制度の規定に合わせ、複数の保育者による実施体制を求める。
(6)保育時間	8時間/日(原則) ※保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業等を行う者が定める。	参酌	
(7)保育内容	保育所保育指針に準じる	従う	国基準に従う
(8)保護者との連絡	常に乳幼児の保護者とは連絡をとり、保護者の理解・協力を得るよう努める。	参酌	
(9)その他	火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に行う	参酌	

3 小規模保育事業 (A型、B型、C型)

A型: 保育所分園型、B型: 中間型、C型: 家庭的保育事業型

項目	国基準	基準の別	本市基準案
(1) 設備・面積	<p>【A型】 + 【B型】 次の設備等を設けること。 ①乳児室又はほふく室 満2歳未満児1人につき3.3㎡以上 (+保育に必要な用具) ②保育室又は遊戯室 満2歳以上児1人につき1.98㎡以上 (+保育に必要な用具) ③屋外遊戯場 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上 (代替場所でも可) ④調理設備 (当項目のみ「従うべき基準」) ⑤その他 便所・採光・照明及び換気設備</p> <p>【C型】 次の設備等を設けること。 ①乳児室及びほふく室 満2歳未満児1人につき3.3㎡以上 (+保育に必要な用具) ②保育室又は遊戯室 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上 (" ") ③屋外遊戯場 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上 (代替場所でも可) ④調理設備 (当項目のみ「従うべき基準」) ⑤その他 便所・採光・照明及び換気設備</p>	参酌・一部従う	国基準に従う
(2) 耐火基準等	【A～C型共通】認可保育所等に準じた規定あり ※2階以上に保育室等を設ける場合	参酌	
(3) 保育従事者 (資格)	<p>【A型】 保育士: 全ての必要保育従事者数 【B型】 保育士: 必要保育従事者数の5割以上 (残る保育従事職員は市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)) を修了した者 ※A型・B型一人に限り、保健師、看護師を保育士とみなすことが可能</p>	従う	<p>(3)本市における現行制度の規定に合わせ、家庭的保育者には保育士資格を求める。</p>
(3) 保育従事者 (資格)	<p>【C型】 ①家庭的保育者 : 市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)) を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する者 (=保育士資格問わず) ②家庭的保育補助者 : 市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)) を修了した者</p>	従う	<p><u>国基準に上乘せ (国基準案の下線部を削除)</u> ①家庭的保育者 : 市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)) を修了した保育士 ②家庭的保育補助者 : 市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)) を修了した者</p>
(4) 職員数	<p>【A型】 + 【B型】 ①基本配置 (概ねの乳幼児数: 保育従事者数) : 0歳児 3:1、1~2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 30:1 (*) ②追加配置 : 上記①に+1人</p> <p>【C型】 ①家庭的保育者ひとりで保育する場合 ⇒ 3:1 (乳幼児: 保育従事職員) ②家庭的保育者+家庭的保育補助者で保育する場合 ⇒ 5:2 (乳幼児: 保育従事職員)</p>	従う	<p>国基準に従う</p> <p>3の(4)と異なり、グループ型の家庭的保育事業となり、複数の保育者による実施体制を前提としているため、「国基準のとおり」とする。</p>

(*) 0歳児: 満1歳未満児、1~2歳児: 満1歳以上児~満3歳未満児、3歳児: 満3歳以上児~満4歳未満児、4歳以上児: 満4歳以上児

3 小規模保育事業（A型、B型、C型）

A型: 保育所分園型、B型: 中間型、C型: 家庭的保育事業型

項目	国基準	基準の別	本市基準案
(5) 調理員、嘱託医	【A～C型共通】①調理員 必置 ※全部委託、調理後搬入の場合は、調理員を置かなくてよい ②嘱託医 必置	従う	国基準に従う
(6) 保育時間	【A～C型共通】8時間/日（原則） ※保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業等を行う者が定める。	参酌	
(7) 保育内容	【A～C型共通】保育所保育指針に準じる	従う	
(8) 保護者との連絡	【A～C型共通】常に乳幼児の保護者とは連絡をとり、保護者の理解・協力を得よう努める。	参酌	

4 居宅訪問型保育事業

項目	国基準	基準の別	本市基準案
(1) 事業概要	①障害、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児に対して行う保育 ②特定教育・保育施設等の確認辞退等により、当該施設の児童が保育を必要としたときに係る 便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法に基づく市町村の措置に対応するために行う保育 ④ひとり親家庭で保護者が夜間、深夜に勤務する場合等、市町村が保育の必要性が高いと認める乳幼児に対する保育 ⑤離島その他の地域であって、当該事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育	従う	国基準に従う
(2) 設備・面積	事業所には事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設け、保育に必要な設備、備品等を備える。	参酌	
(3) 保育従事者（資格）	家庭的保育者 ：市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する者（＝保育士資格問わず）	従う	
(4) 職員数	1：1（乳幼児：保育従事者）	従う	
(5) 居宅訪問型保育連携施設	障害、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児に対する保育を行う場合、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設等を適切に確保しなければならない。	従う	
(6) 保育時間	8時間/日（原則） ※保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。	参酌	
(7) 保育内容	保育所保育指針に準じる	従う	
(8) 保護者との連絡	常に乳幼児の保護者とは連絡をとり、保護者の理解・協力を得よう努める。	参酌	

5 事業所内保育事業

保育所型: 利用定員が20人以上のもの、小規模型: 利用定員が19人以下のもの

項目	国基準	基準の別	本市基準案																												
(1) 利用定員の設定	<p>【保育所型】 + 【小規模型】 次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員</th> <th>地域の子ども数</th> <th>利用定員</th> <th>地域の子ども数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～5人</td> <td>1人</td> <td>26～30人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>6～7人</td> <td>2人</td> <td>31～40人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>8～10人</td> <td>3人</td> <td>41～50人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>11～15人</td> <td>4人</td> <td>51～60人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>16～20人</td> <td>5人</td> <td>61～70人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>21～25人</td> <td>6人</td> <td>71人以上</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table>	利用定員	地域の子ども数	利用定員	地域の子ども数	～5人	1人	26～30人	7人	6～7人	2人	31～40人	10人	8～10人	3人	41～50人	12人	11～15人	4人	51～60人	15人	16～20人	5人	61～70人	20人	21～25人	6人	71人以上	20人	参酌	<p>国基準に従う</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(2) 定員20名以上の類似保育施設(認可保育所、認証保育所A型)の規定に合わせて面積基準を修正するもの</p> </div>
利用定員	地域の子ども数	利用定員	地域の子ども数																												
～5人	1人	26～30人	7人																												
6～7人	2人	31～40人	10人																												
8～10人	3人	41～50人	12人																												
11～15人	4人	51～60人	15人																												
16～20人	5人	61～70人	20人																												
21～25人	6人	71人以上	20人																												
(2) 設備・面積	<p>【保育所型】 次の設備等を設けること。 ①乳児室 満2歳未満児1人につき <u>1.65</u>㎡以上 (+保育に必要な用具) ②ほふく室 満2歳未満児1人につき <u>3.3</u>㎡以上 (+保育に必要な用具) ③保育室又は遊戯室 満2歳以上児1人につき <u>3.3</u>㎡以上 (") ④屋外遊戯場 満2歳以上児1人につき <u>3.3</u>㎡以上 (代替場所でも可) ⑤調理設備 (当項目のみ「従うべき基準」) ⑥医務室 ⑦その他 便所・採光・照明及び換気設備</p>	参酌・一部従う	<p><u>国基準に上乘せ(国基準案の下線部を修正)</u> ①乳児室 満2歳未満児1人につき <u>3.3</u>㎡以上 (+保育に必要な用具)</p>																												
(3) 耐火基準等	<p>認可保育所等に準じた規定あり ※2階以上に保育室等を設ける場合</p>	参酌	<p>国基準に従う</p>																												
(4) 保育従事者(資格)	<p>【保育所型】 保育士: 全ての必要保育従事者数 ※一人に限り、保健師、看護師を保育士とみなすこと可。</p>	従う																													
	<p>【小規模型】 保育士: 必要保育従事者数の5割以上(残る保育従事職員は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者) ※一人に限り、保健師、看護師を保育士とみなすこと可。</p>	従う																													

5 事業所内保育事業

保育所型:利用定員が20人以上のもの、小規模型:利用定員が19人以下のもの

項目	国基準	基準の別	本市基準案
(5) 職員数	<p>【保育所・小規模型共通】 基本配置(概ねの乳幼児数:保育従事者数) :0歳児 3:1、1~2歳児 6:1、3歳児 20:1、4歳以上児 30:1(*)</p> <p>※最低配置数(保育所型のみ):保育指数は最低2人以上必要 ※追加配置(小規模型のみ):基本配置+1人</p>	従う	国基準に従う
(6) 調理員、嘱託医	<p>【保育所・小規模型共通】 ①調理員 必置 ※全部委託、調理後搬入の場合は、調理員を置かなくてよい ②嘱託医 必置</p>	従う	
(7) 保育時間	<p>【保育所・小規模型共通】8時間/日(原則) ※保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。</p>	参酌	
(8) 保育内容	<p>【保育所・小規模型共通】保育所保育指針に準じる</p>	従う	
(9) 保護者との連絡	<p>【保育所・小規模型共通】常に乳幼児の保護者とは連絡をとり、保護者の理解・協力を得るよう努める。</p>	参酌	
(10) 連携施設の特例	<p>【保育所型】 合同保育、後方支援、代替保育については連携施設の設定を要しない。 ※卒園後の受け皿確保は必要</p>	参酌	

(*) 0歳児:満1歳未満児、1~2歳児:満1歳以上児~満3歳未満児、3歳児:満3歳以上児~満4歳未満児、4歳以上児:満4歳以上児

6 附則

項目	国基準	基準の別	本市基準案
(1) 食事の提供の経過措置	<p>食事の提供(調理設備、調理員等)の規定に対し、適用しないことができる。 ※経過措置(5年間)、施行日前に現に存在する施設、事業のみ対象</p>	従う	国基準に従う
(2) 連携施設に関する経過措置	<p>連携施設の規定に対し、確保しないことができる。 ※経過措置(5年間)、連携施設の確保が著しく困難であって、地域子ども・子育て支援事業による支援等の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合に限る。</p>	従う	
(3) 職員に関する経過措置	<p>【小規模保育事業(B型)・事業所内保育事業(小規模型)】 家庭的保育事業の職員(家庭的保育者、家庭的保育補助者)を当該事業の保育従事職員とみなすことができる ※経過措置(5年間)</p>	従う	
(4) 利用定員に関する経過措置	<p>【小規模保育事業(C型)】 利用定員を6~15人にすることができる。 ※経過措置(5年間)。</p>	従う	